



松山城(松山市)



愛媛労働局は、厚生労働省の愛媛県における総合労働行政機関として、 労働基準行政、職業安定行政、雇用環境・均等行政、人材開発行政が 一体となり、「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性 の向上及び高齢者、就職氷河期世代・若者、女性等の多様な働き手の 参画などに取り組むとともに、地方公共団体等と連携を図り、地域の 雇用機会の創出など総合的・効果的な施策を推進しています。

「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備、生産性の向上の推進

誰もが働きやすい社会の実現に向けた働き方改 革を着実に実行するため、中小企業・小規模事業 者に対する支援を拡充するとともに、長時間労働 の是正、最低賃金・賃金引上げ、同一労働同一賃 金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、 柔軟な働き方がしやすい環境整備などにより、労 働環境の整備を図ります。



(愛媛働き方改革推進会議)

「働き方改革」の推進を通じた、高齢者、就職氷河期世代・若者、 女性等の多様な働き手の参画

すべての人々が意欲・能力を活かして活躍でき る環境を整備するため、高齢者就労・社会参加の 促進、就職氷河期世代活躍支援プランの実施、女 性活躍の推進等を図ります。また、長期にわたる 生涯キャリアを充実するための支援を推進すると ともに、人手不足解消に向けて人材確保対策を推 進します。



(ハロートレーニングメディアツアーの開催)

1 雇用環境・均等室の施策

- (1) 働き方改革と女性活躍の推進
- (2) 安心して働くことができる環境整備の推進

2 労働基準部の施策

- (1) 働き方改革関連法等の周知・徹底などを通じ た労働環境の整備
- (2) 労働条件の確保・改善対策
- (3) 労働者が安全で健康に働くことができる職場 づくり
- (4) 最低賃金制度の適切な運営 (最低賃金額の周知徹底等)
- (5) 労災補償対策の推進

3 職業安定部の施策

- (1) 職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチング の推進
- (2) 就職氷河期世代・若者の雇用対策の推進
- (3) 高齢者雇用対策の推進
- (4) 障害者雇用対策の推進
- (5) 手厚いセーフティネットの構築 (6) 地域のニーズに即した公的職業訓練の展開と訓練修了 (予定)者への就職支援
- (7) 民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進

4 労働保険徴収室の施策

- (1) 労働保険の未手続事業一掃対策の推進
- (2) 労働保険料等の適正徴収

雇用環境・均等室の施策

(1)働き方改革と女性活躍の推進

同一労働同一賃金の実現に向けた均等・均衡待遇等、働き方改革に 取り組む中小企業・小規模事業者等に対する支援

パートタイム・有期雇用労働法の履行確保に向け、改正内容について積極的な周知を図り、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を推進します。

また、中小企業・小規模事業者等において、働き方改革関連法の施行に向けた円滑な対応が行えるよう、働き方改革関連法の内容について浸透を図るとともに、自社の労務管理改善に向けた具体的な取組を行えるよう、相談・支援体制を整備します。

- ◆ パートタイム・有期雇用労働法及び同一労働 同一賃金ガイドラインの積極的な周知
- ◆「愛媛働き方改革推進支援センター」による長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、 生産性向上による賃金引上げ、人手不足の緩和に関する技術的な相談、助成金の活用促進など総合的な支援
- ◆ 生産性を高めながら労働時間の縮減に取り組む中小企業等や事業主団体に対する「時間外労働等改善助成金」の活用による支援
- ◆ 中小企業等における働き方改革の円滑な推進 及び労働環境や処遇の改善等に向けた機運の 醸成を高めるため「愛媛働き方改革推進会議」 の開催



長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進

長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進により、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、 働き方・休み方を見直し、効率的な働き方を推進します。

- ◆ 企業の経営トップの意識改革等を図るため、労働局幹部による主要企業の経営陣に対する働きかけ
- ◆「年次有給休暇取得促進期間」(10月)に加え、連続休暇を取得しやすいゴールデンウィーク・ 夏季・年末年始の時季をとらえた集中的な周知・広報
- ◆「労働時間等見直しガイドライン」の周知、労働時間等の設定の改善のための助言・指導
- ◆ 勤務間インターバル制度の導入促進

女性の活躍推進

○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮して働くことができるよう、男女雇用機会均等法の履行確保を図るとともに、女性の活躍を推進するためのポジティブ・アクションの取組を促進します。

- ◆ 男女雇用機会均等法の積極的な周知及び法に基づく適切な指導
- ◆ ポジティブ・アクションに取り組む事業主に対する支援

○女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等の取組の促進

改正女性活躍推進法の周知徹底を図るとともに、一般事業主行動計画策定等が義務付けられている 301人以上企業について報告徴収の実施により、一般事業主行動計画の進捗状況、課題の改善にあたって必要な助言を行い、取組の実効性確保を図ります。

【改正女性活躍推進法の内容】

常用労働者301人以上企業 常用労働者101人~300人以下企業 ★一般事業主行動計画の数値目標の複数設定(令和2年4月1日施行) ★女性の活躍に関する情報公表項目の拡大(令和2年6月1日施行) ★「プラチナえるぼし」認定の創設(令和2年6月1日施行)

- ◆ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等の履行確保
- ◆「両立支援等助成金(女性活躍加速化コース)」及び「中小企業のための 女性活躍推進事業」等の活用による中小企業の取組促進
- ◆「えるぼし」認定制度の積極的な周知及び認定申請に向けた取組支援
- ◆「女性の活躍推進企業データベース」の活用促進



女性活躍推進法 特例認定マーク 「プラチナえるぼし」

職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

育児・介護休業法や次世代育成支援対策推進法の確実な周知及び履行確保を図り、男性の育児休業取得促進等を含む男女がともに仕事と家庭の両立ができる職場環境整備の取組を促進します。

- ◆ 育児・介護休業法の周知及び法に基づく適切な指導
- ◆ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の 策定・届出の履行確保及び「くるみん」・「プラチナくるみん」 の取得促進
- ◆「両立支援等助成金」の活用による両立支援に取り組む事業 主に対する支援
- ◆ 関係機関と連携した介護休業等制度の周知



次世代法認定マーク

柔軟な働き方がしやすい環境整備等

- ◆ 雇用型テレワークの「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び 実施のためのガイドライン」の周知
- ◆「副業・兼業の促進に関するガイドライン」及び改訂版モデル就業規則の周知

(2)安心して働くことができる環境整備の推進

総合的なハラスメント対策の推進

職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントは、労働者の尊厳を傷つけるとともに能力発揮の妨げとなることから、職場におけるハラスメント対策を総合的に推進します。

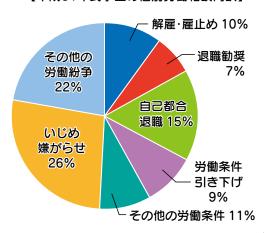
- ◆ 労働施策総合推進法の改正により新設された「事業主のパワーハラスメント防止対策(令和 2年6月1日施行、中小企業は令和4年3月31日までは努力義務)」の周知徹底
- ◆ 職場におけるセクシュアルハラスメント等対策の周知徹底及び相談への適切な対応
- ◆ 妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いへの厳正な対応

個別労働関係紛争の解決の促進

○個別労働紛争解決制度の積極的な運用

雇用環境・均等室、各労働基準監督署に設けられた「総合労働相談コーナー」では、広く労働関係の相談に応じて、関連する法令等の情報提供、話し合いによる解決の促進のための適切なアドバイス、他の処理機関等についての情報提供など、労働問題の「ワンストップ・サービス」を提供します。

【平成31年民事上の個別労働相談内訳】



【個別労働紛争解決制度の運用状況】

(件)

処 理 内 容	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
総合労働相談	9,846	9,931	10,196	11,455	12,081	13,167
民事上の個別労働紛争相談	2,486	2,531	2,564	2,551	2,855	3,031
助言・指導(申出受付件数)	120	115	99	105	88	101
あっせん(申請受理件数)	49	49	41	40	42	27

○男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法関係の紛争解決の援助

相談者のニーズに応じ男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法等に基づく 紛争解決の援助又は調停を行い、円滑かつ迅速な解決を図ります。

適正な労働条件の整備・改善対策等

- ◆「アルバイトの労働条件を確かめよう!」キャンペーンの実施 など学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組の実施
- ◆ 労働契約法に基づく「無期転換ルール」の円滑な運用及び有期特措法の認定申請に係る適切な対応
- ◆「業務改善助成金」等を活用した最低賃金・賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への支援



「アルバイトの労働条件を確かめよう!」 キャラクター**「たしかめたん**」

労働基準部の施策

働き方改革関連法等の周知・徹底などを通じた労働環境の整備

働き方改革関連法により改正された、時間外労働の上限規制や有給休暇制度を中心に、引き続き積極的な周知を図るとともに、的確な監督指導を行います。また、事業場の規模や業種に応じた労働時間制度、長時間労働削減の取り組みについてきめ細かな相談・指導等を行います。

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、適正な労働時間管理・健康管理に関する窓口指導、監督指導を徹底します。特に、時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えている疑いがある事業場等に対しては、引き続き監督指導を徹底するとともに、複数の事業場で違法な長時間労働を行っている企業などは、公表して指導を行います。

- ◆ 関係団体と連携した「時間外労働の上限規制と年次有給休暇の付与義務」等の周知
- ◆ 働き方改革関連法等の円滑な施行
- ◆ 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止に係る監督指導

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果(平成30年度)

※()内は内数の割合

	事業場数	割合
監督実施事業場	582	
(1) 法違反があった事業場	451	77.5%
(2) 主な違反内容		
①違法な時間外労働があったもの	238	40.9%
うち、時間外労働の実績が月80時間を超えるもの	160	(67.2%)
②賃金不払残業があったもの	46	7.9%
③過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	74	12.7%
(3) 主な健康障害防止に係る指導状況		
① 健康障害防止措置が不十分なために改善を指導したもの	434	74.6%
うち、時間外労働を月80時間以内に削減するよう指導したもの	235	(54.1%)
②労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの	132	22.7%

労働条件の確保・改善対策

基本的労働条件の枠組みやその管理体制の確立を図り、これを定着させることが重要であり、労働 基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、重大又は悪質な事案に対しては、厳正に対処します。

- ◆ 賃金不払残業防止のための「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する ガイドライン」の周知・徹底
- ◆ 技能実習生等外国人労働者、自動車運転者、障害者である労働者、介護労働者、医療機関労働者等の特定の分野における労働条件確保改善のための労働基準関係法令遵守の徹底
- ◆「労災かくし」排除のための周知・啓発、悪質事案に対する厳正な対処

【平成30年の定期監督等の実施結果】(平成30年1月~12月)

			事業場数	割合
定期	監督	等実施事業場	1,836	
何ら	かの	法違反が認められた事業場	1,387	75.5%
		労働条件の明示(労働基準法 15 条)	250	13.6%
	主	労働時間(労働基準法 32・40 条)	426	23.2%
	安か	休憩(労働基準法 34 条)	32	1.7%
	は	休日(労働基準法 35 条)	75	4.1%
	海	割増賃金(労働基準法 37 条)	381	20.8%
	主要な法違反	就業規則(労働基準法 89 条)	116	6.3%
	^	定期健康診断(労働安全衛生法・規則 44 条)	346	18.8%

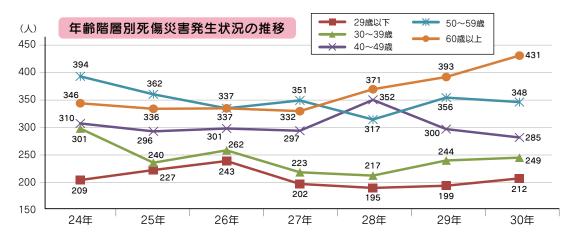
労働者が安全で健康に働くことのできる職場づくり

労働者が安全で健康に働くことの出来る職場の実現に向け、愛媛第13次労働災害防止推進計画の 3年目は、以下の事項を重点として安全衛生対策を推進します。

- ◆ 死亡災害の撲滅を目指し、建設業での墜落・転落災害及び災害復旧工事等における災害、製造業での設備・機械等による災害、林業での伐木・運搬作業時の災害等に係る安全対策の推進
- ◆ 死傷災害の減少を図るため、製造業、建設業、第三次産業(小売業、社会福祉施設、飲食店)、道路貨物運送業、の災害特性に応じた安全対策の推進
- ◆ 非正規労働者、外国人労働者の災害特性に応じた安全衛生対策の推進
- ◆ 増加している熱中症、転倒災害、交通労働災害、減少傾向が見られない腰痛の安全衛生対策の推進
- ◆ 過重労働対策、メンタルヘルス対策等の労働者の健康保持対策の推進
- ◆ 愛媛県地域両立支援推進チームの連携等により、疾病をかかえる労働者等に対する治療と仕事の両立支援対策の推進
- ◆ 職場で取り扱う化学物質による健康障害防止対策の推進
- ◆ 建築物解体作業等に係る石綿障害予防対策、粉じん障害防止対策の推進
- ◆ 職場における受動喫煙防止対策の推進と助成金等の活用の周知、啓発



- ◆ 増加している高年齢労働者の死傷災害を防止すため、特性に配慮した安全衛生対策の推進
- ◆「高年齢労働者の安全と健康の確保のためのガイドライン(仮称)」の周知



最低賃金制度の適切な運営(最低賃金額の周知徹底等)

最低賃金制度が、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るセーフティネットとして機能するよう、 適切な運営に努めます。

- ◆ 愛媛地方最低賃金審議会の円滑な運営
- 最低賃金額改定の周知及び遵守徹底

地域別最低賃金額と引上げ率の推移

(愛媛県/全国加重平均)



【愛媛県の最低賃金】

	種別	最低賃金額 (1時間)	改正発効 年月日
	愛媛県最低賃金	790円	R元.10. 1
	パルプ、紙製造業	921円	R元.12.25
特定	はん用機械器具、生産用 機械器具、業務用機械器 具製造業	927円	R元.12.25
特定最低賃金	電子部品・デバイス・電子 回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	892円	R元.12.25
NE.	船舶製造·修理業, 舶用機関製造業	935円	R元.12.25
	各種商品小売業	806円	R元.12.25

労災補償対策の推進

被災労働者や遺族の方々からの労災保険給付の請求について、迅速・適正に処理し、早期救済を図り ます。

- ◆ 労災保険の窓口相談の充実及び相談者への懇切・丁寧な説明
- ◆ 脳・心臓疾患及び精神障害関連疾患等の労災請求に対する適正・迅速な処理
- 石綿関連疾患にかかる医療機関等への労災保険制度の周知及び労災診療費の適正払いのため の対応

【労災保険法に基づく主な労災補償状況(愛媛県内)】

(1) 脳血管疾患·虚血性心疾患等 (2) 精神障害等

(3)石綿による肺がん・中皮腫等

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
請求件数	9	6	4
認定件数	1	2	0

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
請求件数	11	21	15
認定件数	4	1	4

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
請求件数	16	14	13
認定件数	15	11	15

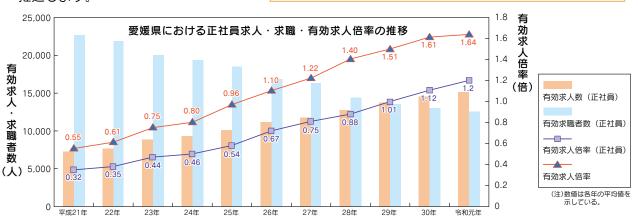
※注)各表における「認定件数」は、当該年度に認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

職業安定部の施策

職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進

ハローワークでは、企業の人手不足解消や求職者の多様なニーズに対応し、すべての人々が意欲・能力を活かして活躍できる環境を整備するため、求人と求職のマッチング機能の一層の充実を図ることによる企業等の人材確保対策や高齢期を見据えた求職者のキャリア形成を促進するための総合的な支援を推進します。

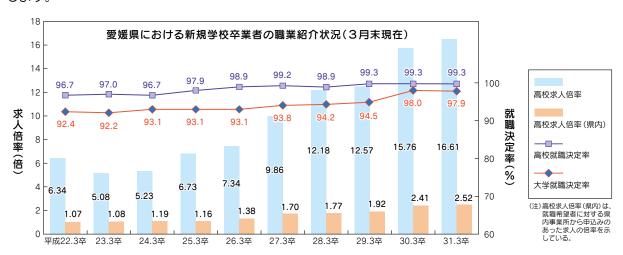
- ◆ 求職者のニーズ・特性・状況の的確な把握に基づく 個別支援を中心としたきめ細やかな職業相談の実施
- ◆ より分かりやすく、適正な内容の求人情報の提供 や担当者制による求人充足に向けた取組の充実・ 強化
- ◆ 失業者等の雇入れによる助成金制度の活用促進
- ◆ UIJターンの促進などを含め、地方自治体と連携した地元企業等の人材確保のための雇用対策の推進



就職氷河期世代・若者の雇用対策の推進

就職氷河期世代やフリーター等のうち、就労に様々な課題を抱える方に対し、関係機関と連携しながら、今後の人材ニーズを踏まえつつ、それぞれの状況に応じた総合的な支援に取り組みます。また、新規学校卒業者をはじめ若者が安心して地元企業等に就職し、安定した職業生活を送ることができるよう支援します。

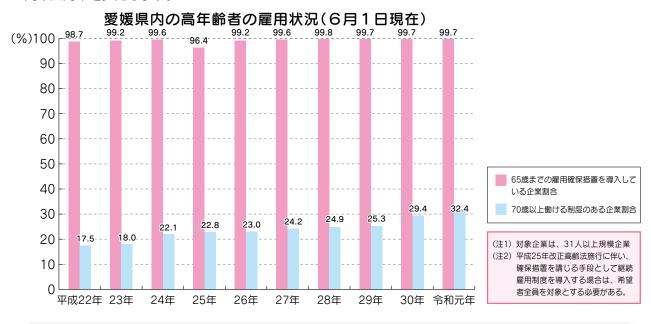
- ◆ 就職氷河期世代やフリーター等の正社員就職に向けた集中的な支援の推進とえひめ若者サポートステーションと連携したニート等に対する職業的自立のための支援
- ◆ 愛媛新卒応援ハローワークの利用促進と新卒者・既卒者に対するきめ細やかな就職支援と定着支援の実施
- ◆ 若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定企業」の 普及拡大と職場情報の積極的な情報発信



高年齢者雇用対策の推進

高年齢者がその意欲と能力に応じて年齢にかかわりなく働くことができるよう「生涯現役社会」の実現を目指して、雇用・就業環境の整備に向けた対策を推進します。

- ◆ 年齢にかかわりなく意欲と能力に応じて働くことができる「生涯 現役社会」の実現に向けた高年齢者の就労促進
- 🔷 高年齢者の再就職の援助・促進
- ◆ 高年齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大



障害者雇用対策の推進

障害者の就業ニーズが高まる中、法定雇用率達成に向けて、関係機関と連携しながら、障害特性に応じた支援を実施し、障害者の雇用を促進します。

- ◆ 法定雇用率[民間:2.2%、国・地方公共団体:2.5%、都道府県 等の教育委員会2.4%] 達成のための障害者雇用の更なる推進
- ◆ 障害者及び障害者を雇用する企業に対するハローワークと福祉 施設・教育機関等の関係機関が連携した「チーム支援」の推進
- ◆「就職面接会」の積極的な実施等、ハローワークのマッチング機能の強化と地域の関係機関と連携した職場定着の推進
- ◆ 各種助成制度の積極的な周知・活用促進



手厚いセーフティネットの構築

生活保護受給者などの生活困窮者を広く対象に、地方公共団体とハローワークが一体となった就労支援を推進します。

- ◆ 地方公共団体との協定に基づく、就労支援チームによる支援や住居・生活相談等雇用支援の 一体的実施
- ◆ 松山市役所内に「松山市福祉・就労支援室」を設置し、ワンストップ型支援を実施
- ◆ 生活保護受給者等の就労による自立を促進するため、福祉事務所への積極的な出張相談や生活保護受給申請段階からの就労支援
- ◆ 生活困窮者に対する生活保護に至る前段階における一般就労に向けた自治体とハローワーク の一体的な支援の実施
- ◆ 各種助成制度の積極的な周知・活用促進

【生活保護受給者等就労自立促進事業実施状況】

年 度	支援対象者数	支援終了者数	就職者数	就 職 率
平成26年度	768	761	530	69.0%
平成27年度	732	737	499	68.2%
平成28年度	722	731	537	74.4%
平成29年度	753	707	546	72.5%
平成30年度	933	936	678	72.7%
令和元年度	685	698	510	74.5%

(注)令和元年度は、令和元年12月末現在である。

地域のニーズに即した公的職業訓練の展開と訓練修了(予定)者への就職支援

地域の求人・求職者ニーズに即した公的職業訓練(公共職業訓練・求職者支援訓練)を展開するとと もに、訓練修了(予定)者に対する就職支援を行います。

- ◆ 地域職業訓練実施計画を策定し、地域の特性・ニーズに即した職業訓練を実施
- ◆ 担当者制による訓練修了(予定)者に対するきめ細かな就職支援
- ◆ ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングによる求職者の適性・ 能力を踏まえた適切な訓練への誘導



◆ 県立産業技術専門校、ポリテクセンター愛媛、民間教育訓練機関等訓練実施機関との緊密な連携

公共職業訓練の状況

年 度	訓練実施機関	コース数	定員	就職率
平成 30 年度	施設内訓練	33	511	87.6%
十队 30 年反	委託訓練	65	720	81.5%
令和元年度	施設内訓練	24	355	-
(31.4~元 .11)	委託訓練	52	565	_

求職者支援訓練の状況

コース別	訓練開始時期	コース数	定員	受講者数	就職率
甘琳コーフ	平成 30 年度	12	176	102	54.9%
基礎コース 	令和元年度(31.4~元.11)	9	122	63	-
実践コース	平成 30 年度	19	264	149	78.7%
天成コーク	令和元年度(31.4~元.11)	6	90	51	_

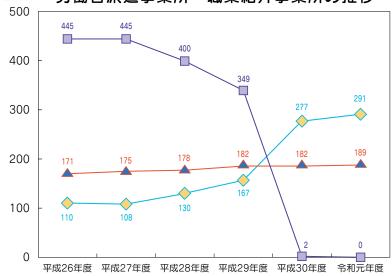
(注)就職率は、平成30年4月1日~平成31年3月31日に終了したコースの雇用保険適用就職状況である。

民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進

労働者派遣事業や職業紹介事業が適正に運営されるよう、法制度の周知や指導監督等に努め、 労働者派遣法及び職業安定法の円滑な施行を図ります。

- ◆ 労働者派遣事業、職業紹介事業の周知
- ◆ 改正労働者派遣法、改正職業安定法の周知・啓発
- ◆ 労働者派遣事業、職業紹介事業の新規許可・許可更新、届出等の的確な相談・審査
- ◆ 労働者派遣事業者等による違法派遣、偽装請負、悪質違反等に対する厳正な指導監督
- ◆職業紹介事業者等が行う求人·求職受理、労働条件の明示、手数料徴収等について厳正な指導監督
- ◆ 派遣労働者の同一労働同一賃金の実現に向けた派遣先・派遣元・派遣労働者に対する周知や 相談支援





- ── 労働者派遣事業許可
- ─── 旧特定労働者派遣事業届出
- → 職業紹介事業許可·届出
- (注1) 令和元年度は、令和2年2月1日現 在の数値である。
- (注 2) 平成 27 年 9 月 30 日の改正労働 者派遣法の施行以降、特定(届出)と 一般(許可)の区別は廃止され、すべ ての労働者派遣事業は、新たな許可 基準に基づく許可制となった。 (経過措置あり)

労働保険徴収室の施策

労働保険制度は、それ自体が労働者のセーフティネットであるとともに、労災保険給付・雇用保険給付などの各種施策を推進する財政基盤となるものです。

労働者のセーフティネットとしての役割を果たしていくため、労働保険制度の健全な運営、費用負担の公平及び労働者の福祉の向上等の観点から、次のとおり取り組みます。

労働保険の未手続事業一掃対策の推進

労働者を雇用するすべての事業主の労働保険への加入を最重要課題とし、労働保険料の公平な負担を図るため、加入勧奨及び手続指導等を強化し、積極的に労働保険の加入促進を図ります。

他の行政機関との連携を密にして、再三の勧奨・指導等を行っても加入しない事業主には、職権による保険成立手続、保険料の認定決定も実施します。

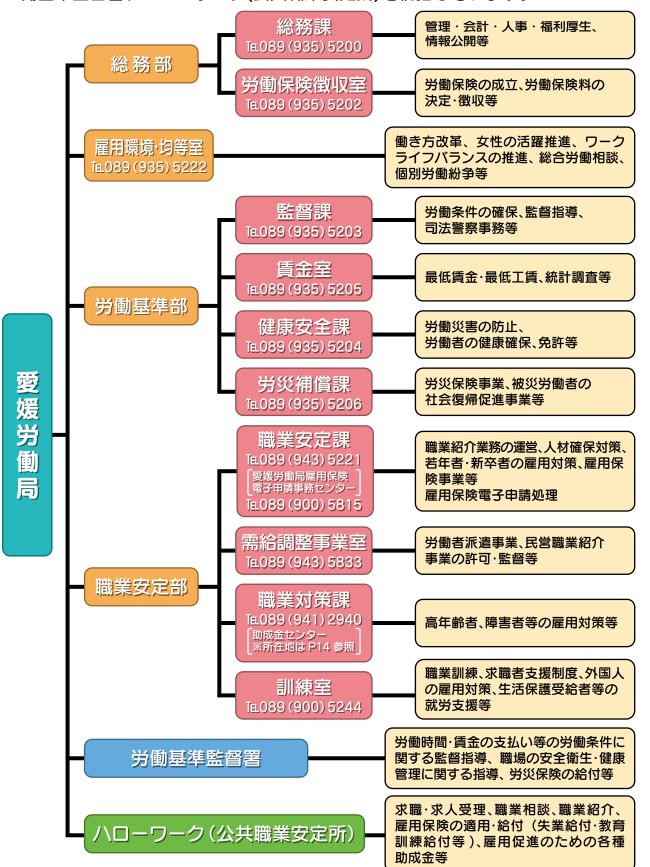
労働保険料等の適正徴収

事業主に対し、労働保険制度に対する理解を促し、法令に従い労働保険料等を申告・納付するよう 適正な指導に努めます。

収納未済歳入額の縮減を図るため、適正かつ実効ある滞納整理に積極的に取り組みます。 労働保険料の口座振替制度について、利便性等の周知を図り、利用促進に努めます。



愛媛労働局は、愛媛県における国の労働行政機関(厚生労働省)として、労 働基準監督署、ハローワーク(公共職業安定所)を統括しています。





労働基準監督署・ハローワーク 一覧

労働基準監督署

				•
監督署名 郵便番号		所 在 地	電話·FAX	管轄区域
松山	791-8523	松山市六軒家町3-27 松山労働総合庁舎4F	電話 (方面) 089(917)5250 (安全衛生課) 089(918)2460 (労災課) 089(918)2461 FAX 089(917)5230	松山市、伊予市、東温市、 伊予郡、上浮穴郡
新居浜	792-0025	新居浜市一宮町 1-5-3	電話 (方面) 0897(37)0151 (安全衛生課) 0897(38)2790 (労災課) 0897(38)2791 FAX 0897(37)3655	新居浜市、西条市、四国中央 市、今治市宮窪町大字四阪島
今 治	794-0042	今治市旭町 1-3-1	電話 0898(32)4560 FAX 0898(31)3362	今治市(今治市宮窪町大字 四阪島を除く)、越智郡
八幡浜	796-0031	八幡浜市江戸岡1-1-10	電話 0894(22)1750 FAX 0894(22)1899	八幡浜市、大洲市、西予市、 西宇和郡、喜多郡
宇和島	798-0036	宇和島市天神町4-40 宇和島地方合同庁舎3F	電話 0895(22)4655 FAX 0895(24)3389	宇和島市、北宇和郡、 南宇和郡

ハローワーク(公共職業安定所)

安定所名	郵便番号	所 在 地	電話·FAX	管轄区域
松山	791-8522	松山市六軒家町3-27 松山労働総合庁舎1~3F	電話 089(917)8609 FAX 089(917)5233	松山市、伊予市、東温市、 伊予郡、上浮穴郡
今 治	794-0043	今治市南宝来町2-1-6	電話 0898(32)5020 FAX 0898(33)3593	今治市(今治市宮窪町大字 四阪島を除く)、越智郡
八幡浜	796-0010	八幡浜市松柏丙838-1	電話 0894(22)4033 FAX 0894(22)5051	八幡浜市、西予市、 西宇和郡
宇和島	798-0036	宇和島市天神町 4-7	電話 0895(22)8609 FAX 0895(22)8566	宇和島市、北宇和郡、 南宇和郡
新居浜	792-0025	新居浜市一宮町 1-14-16	電話 0897(34)7100 FAX 0897(37)0590	新居浜市、 今治市宮窪町大字四阪島
西条	793-0030	西条市大町受315-4	電話 0897(56)3015 FAX 0897(56)3001	西条市
四国中央	799-0405	四国中央市三島中央1-16-72	電話 0896(24)5770 FAX 0896(23)6639	四国中央市
大 洲	795-0054	大洲市中村210-6	電話 0893(24)3191 FAX 0893(23)3620	大洲市、喜多郡

総合労働相談コーナー	業務内容	がらせ、男女差別、セク/	した、労働条件、退職、いじめ、嫌 ヘラ、育児休業・介護休業、パート に関するあらゆる分野のご相談
愛媛労働局総合労働相談コーナー	愛媛労働局雇用環境·均等室内		労 働 問 題 相 談 電話 089(935)5208 雇用均等問題相談 電話 089(935)5224
松山総合労働相談コーナー	松山労働基準監督署内		電話 089(927)5150
新居浜総合労働相談コーナー	新居浜労働基準監督署内		電話 0897(37)0153
今治総合労働相談コーナー	今治労働基	基準監督署内	電話 0898(32)4560
八幡浜総合労働相談コーナー	八幡浜労働	動基準監督署内	電話 0894(22)1750
宇和島総合労働相談コーナー	宇和島労働	動基準監督署内	電話 0895(22)4655

愛媛労働局の分室				
名 称	所在地	電話·FAX	業務内容	
助成金センター(職業対策課分室)	〒790-0012 松山市湊町三丁目4-6 松山市銀天街 ショッピングセンター GET! 4F	電話 089(987)6370 FAX 089(987)6371	雇用関係助成金に係る相談、 申請受付等	

ハローワーク(公共職業安定所) 付属施設・機関等 電話·FAX 名 称 所在地 業務内容 求人閲覧コーナー コンピュータによる 総合案内 〒790-0012 求人情報の提供 ハローワークプラザ松山 電話 089(913)7401 松山市湊町三丁目4-6 GET!4F FAX 089(913)7418 (ハローワーク松山湊町職業相談等窓口) 職業紹介コーナー 一般・パートの職業相談、 【開庁延長】 職業紹介 ·月·金曜日 17:15~19:00 子育てをしながら就職を ※まつやまマザーズコーナーを除く まつやまマザーズコーナー 電話 089(913)7410 希望する方の就職支援 フリーターなどの正規雇用化 【土曜開庁】 愛媛わかもの 電話 089(913)7404 のための就職支援、職場定着 ·第2·第4土曜日 ハローワーク 支援 $10:00\sim17:00$ ・但し、祝日及び年末年始 新規学校卒業予定者、未就職 (12/29~1/3)は休み 愛媛新卒応援 電話 089(913)7416 卒業者、既卒者の職業相談、 ハローワーク 職業紹介、求人受理 〒790-8571 電話 089(913)6580 松山市と連携した生活保護 松山市福祉·就労支援室 松山市二番町四丁目7-2 FAX 089(913)6581 受給者等に対する就労支援 松山市庁舎別館1F ◆ 一般・パートの職業相談、 職業紹介、求人情報の提供 ハローワークプラザ今治 〒794-0027 電話 0898(31)8600 今治市南大門町1-3-1 ハローワーク今治南大門町 マザーズコーナー FAX 0898(31)1444 今治ビル新棟1F 職業相談等窓口 子育てをしながら就職を 希望する方の就職支援 〒797-0015 西予市ふるさと 電話 0894(62)1966 -般・パートの職業相談、 西予市宇和町卯之町 職業紹介、求人受理 FAX 0894(62)1913 ハローワーク 3-430-1 西予市役所内

助成金関係のご案内				
助成金の種類	問い合わせ先			
人材育成・雇用の安定を図るための助成金	助成金センター 電話 089 (987) 6370			
育児・介護休業制度の定着及び働き方改革に関する助成金	雇用環境·均等室 電話 089 (935) 5222			

愛媛労働局ホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/





厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/index.html

ハローワークインターネットサービス

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/

厚生労働省が運営する、就職支援・雇用促進のためのサイトです。

求人の検索や雇用保険のお手続、求人のお申込み手続や雇用保険・助成金、ハローワークの情報 などのサービスを提供しています。



若者雇用促進総合サイト



https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp/search/service/top.action

学生たちが就職活動を行う際に役立つ情報をまとめたポータルサイトです。登録企業 の職場情報や、ユースエール認定企業など各種認定の取得状況等が掲載されています。

働き方・休み方改善ポータルサイト

https://work-holiday.mhlw.go.jp/

企業や社員が「働き方・休み方」を自己診断することで、改善のヒントを見つけられるサイトです。



0120-811-610 (はい!ろうどう)

平日夜間・土日に無料でご相談をお受けしています。





回越原 http://anzeninfo.mhlw.go.jp/

働く人の安全を守るために有用な情報を発信し、職場の安全活動を応援します。



http://kokoro.mhlw.go.jp/

心の健康確保と自殺や過労死などの予防のためのサイト



女性の活躍・両立支援総合サイト



https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/

企業における女性の活躍推進に関する情報や仕事と家庭の両立支援に関する情報を 止素にある提供します。

厚生労働省電子申請(申請・届出等の手続案内)





